

令和6年第2回 湧別町農業員会総会議事録	
1. 会 期	令和6年2月27日(水) 13時30分 開会 13時45分 閉会
2. 場 所	上湧別コミュニティセンター 2階大会議室
3. 議 件	
日 程 第 1	議事録署名委員の指名について
日 程 第 2	会期の決定について
日 程 第 3	諸般の報告について
日 程 第 4	議案第1号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について
日 程 第 5	議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
日 程 第 6	議案第3号 買受適格者証明願いについて
以 下 余 白	

4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 安藤 弘司	2 佐藤 輝美	3 松橋 聡	4 北谷 昭一
5 井上 靖	6 澤口 久美	7 和田 利弘	
	10 久保 拓也	11 渡辺 健一	12 中原 秋美
13 井上 豊		15 花木 慶喜	16 松田 和浩
17 島田 宗央	18 追永 直哉	19 姉崎 淳一	20 高久 輝喜
21 羽田 雄一	22 三澤 実	23 藤井 和人	24 松下 眞二
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
8 千葉 実      9 山崎 幸一      14 秋葉 宏之			
6. 事務局			
事務局長   宮本 則幸                      主 事   野村 亮太			

<p>議 長</p>	<p>定刻になりましたので、只今から令和6年第2回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、22名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行いません。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により本日の議事録署名委員は、18番 追永委員及び19番 姉崎委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。前回、総会以降の行事について、事務局長より報告させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和6年1月31日に開催されました令和6年第1回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告申し上げます。</p> <p>2月5日(月)、コミュニティーセンター1階大会議室において農用地あっせん会議が開催され、これに花木委員、渡辺委員が出席しております。</p> <p>2月14日(水)、湧別町農協芭露支所において農用地あっせん会議が開催され、これに島田委員が出席しております。</p> <p>本日、令和6年第2回湧別町農業委員会総会を開催致しております。以上、活動状況の報告と致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第4、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の2ページをご覧ください。議案第1号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について。別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い同法第18条第4項及び第6項の規定により通知があったので農業委員会の議決を求め</p>

事務局	<p>るものであります。本総会において1件の合意解約が提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書の3ページをご覧ください。番号1番、利用権の設定をした者、南兵村二区、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村二区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村三区●●番●外計7筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は48,244㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は令和4年7月27日から令和14年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和6年2月5日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料6・7ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>これから、議案第1号の議案についての質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第1号について採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって、本案は原案の通り可決されました。</p>
	<p>日程第5、議案第2号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の4ページをご覧ください。議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が6件、賃借権が5件提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書の5ページをご覧ください。</p>

事務局

まず、所有権移転でございます。番号1番、所有権の移転をする者は、石狩市、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、錦町、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、錦町●●番●外計5筆で合計面積は13,853.2㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和6年2月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和6年11月29日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,216,000円でございます。

(別冊資料1ページにより位置説明)

続きまして番号2番、所有権の移転をする者は、北見市、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、芭露●●番●で面積は11,921㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和6年2月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和6年11月29日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、863,000円でございます。

(別冊資料2ページにより位置説明)

続きまして番号3番、所有権の移転をする者は、旭、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、旭、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、旭●●番●外計3筆で合計面積は16,652㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和6年2月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和6年5月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1,165,000円でございます。

(別冊資料3ページにより位置説明)

続きまして番号4番、所有権の移転をする者は、南兵村三区、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計3筆で合計面積は5,954㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和6年2月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和6年4月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1,221,000円でございます。

事務局

(別冊資料4ページにより位置説明)

続きまして番号5番、所有権の移転をする者は、南兵村三区、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、南兵村三区、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●で面積は23,824㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和6年2月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和6年8月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、5,003,000円でございます。

(別冊資料5ページにより位置説明)

続きまして番号6番、所有権の移転をする者は、南兵村二区、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、南兵村二区、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計3筆で合計面積は38,345㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和6年2月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和6年4月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、8,244,000円でございます。

(別冊資料6ページにより位置説明)

続きまして議案書の6ページをご覧ください。賃借権でございます。番号1番、利用権の設定をする者は、南兵村二区、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村二区、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計4筆で合計面積は9,899㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和6年2月27日から令和16年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は74,000円でございます。

(別冊資料7ページにより位置説明)

続きまして番号2番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●で面積は3,508㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和6年2月27日から令和16年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は1

事務局

4, 000円でございます。  
(別冊資料8ページにより位置説明)

続きまして番号3番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●で面積は4, 099㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和6年2月27日から令和16年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は16, 000円でございます。

(別冊資料9ページにより位置説明)

続きまして番号4番、利用権の設定をする者は、中湧別北町、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、札富美、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●で面積は6, 910㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和6年2月27日から令和16年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は27, 000円でございます。

(別冊資料10ページにより位置説明)

続きまして番号5番、利用権の設定をする者は、中湧別北町、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計4筆で合計面積は4, 422㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和6年2月27日から令和16年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は30, 000円でございます。

(別冊資料11ページにより位置説明)

以上で説明を終わります。

議長

これから議案第2号の質疑を行います。先に●ページ●番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。

(●●委員退席)

休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。

委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから●ページ●番の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。●●番 ●●委員の制限を解きます。暫時休憩します。  (●●委員着席)  休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第2号の残りの議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから議案第2号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  (異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。  日程第6、議案第3号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。
事務局	議案書の7ページをご覧ください。議案第3号、買受適格者証明願いについて。別紙の者より競売に参加するための買受適格者証明願いの申し出があったので、買受適格者の証明をすることの可否について審議いただくものです。また、当該買受適格者証明の交付を受けた者が最高価買受申出人となり、農地法第3条許可申請書を提出した場合において、湧別町農業委員会会長が買受適格者証明書の交付時と事情が異なっていないと認めたとき、許可することを議決するものであります。  内容の説明をしますので、議案書の8ページをご覧ください。  競売の内容ですが、釧路地方裁判所北見支部事件番号令和05年



事務局	<p>(●●) 第●●号であり、証明願出人は●●、●●●●●さんで土地の所在は●●、●●番●外計16筆で、合計面積は174,440㎡であり入札理由は経営規模拡大のため、売却基準価格は7,490,000円であります。</p> <p>(別冊資料12・13ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第3号の質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第3号の議案について採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。●●番 ●●委員の制限を解きます。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員着席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を再開します。本総会に付された議案は、すべて終了しました。</p> <p>これで令和6年第2回湧別町農業委員会総会を閉会します。</p> <p>閉 会 13時45分</p>

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員